

広報

# あち

7月

2009 JULY No.193



5分団Bチーム

## 主な内容

- 長寿医療の被保険者の皆様へ .....2P~3P
- 国民健康保険税のお知らせ .....4P
- ご存知ですか？ 介護保険制度 .....5P
- 保育料が決まりました .....6P~7P
- 熊谷元一写真賞コンクール .....14P~15P
- 保健師さんのつぶやき .....16P~17P

## 阿智村消防技術大会

6月28日(日)、阿智中学校のグラウンドにおいて、村の消防技術大会が行われ、全12チームがポンプ操法技術を競い合いました。

(関連:フトリポート)

小型ポンプ操法の部

優勝 5分団B・準優勝 7分団B・3位 5分団A

私たちの村(7/1現在) 人口7,058人 男3,405人 女3,653人 世帯2,335戸

●阿智村のホームページ

<http://www.vill.achi.nagano.jp/>

## 長寿医療（後期高齢者医療）の被保険者の皆様へ

8月1日付け

# 新しい保険証（黄色）を交付します

現在お使いいただいております保険証（<sup>だいだいいろ</sup>橙色）は、有効期限が平成21年7月31日となっており、間もなく有効期限となることから、被保険者の方全ての保険証を定期更新し、新しい保険証（黄色）を交付します。

長寿医療（後期高齢者医療）制度では、有効期限を定めた保険証を被保険者に交付しなければならないこととされており、長野県後期高齢者医療広域連合では毎年7月31日（制度施行年の7月31日を除く。）を有効期限とし、8月1日付けで保険証の定期更新を行うことになっています。

なお、保険証に記載されている一部負担金の割合（1割又は3割の判定）は、毎年8月1日現在の世帯状況や所得状況に基づき判定を行っています。

### 【保険証に関する注意事項】

- 平成21年8月1日以降、お医者さんにかかるときには必ず窓口で、今回交付した新しい保険証（黄色）をご提示ください。
- 有効期限の過ぎた古い保険証（<sup>だいだいいろ</sup>橙色）は、ご自身で裁断するなどして破棄していただいて結構です。
- 保険証は失くさないよう大切に保管してください。汚損・破損等した場合は、役場本庁へ申請いただければ再発行できます。その際、汚損・破損等した保険証は申請書といっしょに提出してください。
- 被保険者の資格がなくなったとき、転出または転居の際は、保険証を添えて、役場本庁へ届け出てください。
- 一部負担金の割合に変更がある場合など保険証の記載事項に変更があった場合は、有効期限の期間内であっても被保険者証が差し替え（変更）となります。差し替え（変更）前の保険証は、以降絶対に使用しないで、速やかに、役場本庁へ返還してください。

### 【保険証に関するお問い合わせ】

- 長野県後期高齢者医療広域連合または役場本庁 健康・保健係（電話）43-2220 へお問い合わせください。

長野県後期高齢者医療広域連合

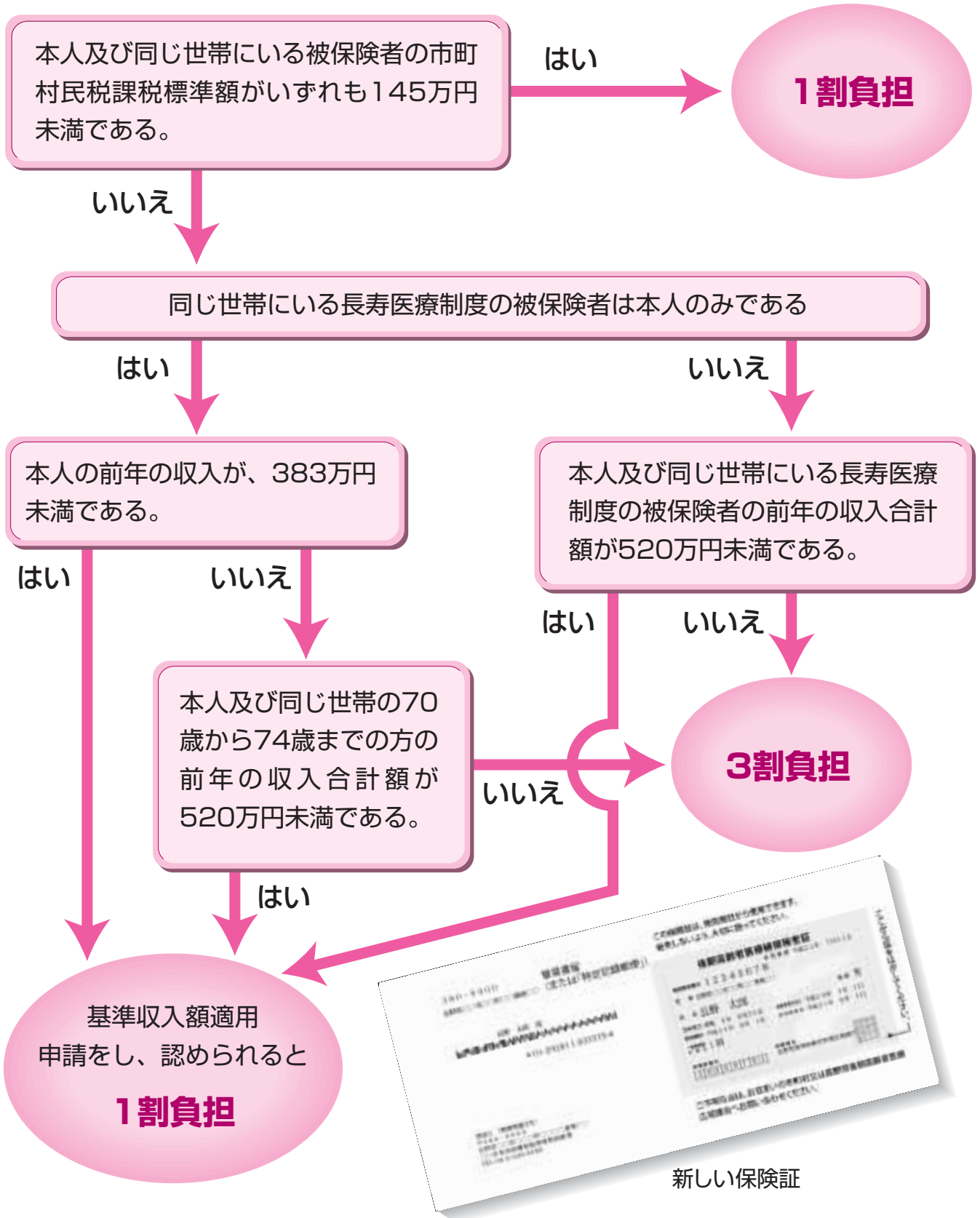
資格管理課 資格管理係

〒380-0935 長野市大字中御所79-5 N O S A | 長野会館2階

（電話） **026-229-5320**



【一部負担金の割合の判定の流れ（平成21年1月から）】



お詫びと訂正

長野県後期高齢者医療広域連合から被保険者の皆様へ  
広域連合から送付される案内通知冒頭後段「8月31日から翌年7月31日までの1年間」となっていますが、正しくは「8月1日から翌年7月31日までの1年間」です。訂正してお詫びいたします。

# 国保税を据え置きします

後期高齢者医療制度の創設など、大幅な改革の二年目にあたる今年度、平成十八年度から引き下げてきた税率を、医療費や医療制度の動向等を見極める必要がある等として、据え置く答申を、国保運営協議会から受け、六月議会で議決されました。

## 基金残高も焦点に

税率等の据置には、清内路地区の皆さんに、新たに資産割が発生しますが、所得割等の減額で影響が小さいことなども、考慮されました。

医療費は、年々増加傾向にあるものの、平成二十年度一人当たりの医療費では、県下八十一市町村中七十六位（旧清内路村二十八位）と低く、前年度からは減少しています。これらは、村民の皆さんの健康管理の結果と思われませんが、医療費の増加傾向に歯止めがかかったわけではありません。

また、国保税の徴収率が、現年度・滞納繰越分合わせて、八十八、

七三%で、前年度比二・一一%減少しているのも懸念されます。

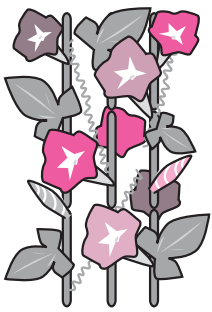
国保財政調整基金は、合併により一億八千万円余り（平成二十年度末）と大きくなり、運営協議会での協議の争点になりました。今後新型インフルエンザ対策や特定健診の受診率向上など、その活用については、議論を深める必要があります。

### お問い合わせ

民生課健康・保健係

(四三一一二二〇)

内線二四〇・二四二



医療費総額・平均被保険者数



一般国保及び退職国の合計。老人医療（後期高齢者医療）対象者は含まない。

H18年度より旧浪合村を合算。（H20年度は旧清内路村は含まない）

税率表

区分	所得割 %	資産割 (%)	被保険者均等割 (円)	世帯別平等割 (円)	保険税限度額
医療給付費分	3.35	12.28	10,200	15,100	47万円
後期高齢者支援金分	2.10	9.72	8,200	6,400	12万円
介護納付金分	1.64	9.95	7,700	6,000	10万円

前年の所得に応じて均等割額・平等割額を軽減します。

# ご存じですか？介護保険制度 No.5

## ～介護保険サービスの利用料の減免について～

介護保険のサービスを利用すると、利用料の1割負担分と保険適用外の自費分をお支払いいただきます。介護保険では利用料等を減免したり、補助したりする制度が設けられていますのでご紹介します。

### ●負担限度額認定

施設に入所したときや、ショートステイを利用したときの食費と居住費を減額します。

(対象者) 住民税非課税世帯に属している方

(利用方法) 「介護保険特定負担限度額認定申請書」を役場民生課へ提出して下さい。

対象となる方には、「負担限度額認定証」を交付します。認定証は利用する施設に提示して下さい。

### ●高額介護サービス費

1ヶ月の利用料の1割負担分が一定の基準（上限額）を超えたとき、超えた分を支給します。

(対象者)

世帯の課税状況	自己負担の上限額
生活保護世帯の方	15,000円
住民税非課税世帯に属する方	24,600円
上記に該当しない方	37,200円

(利用方法) 対象となる方へは「高額介護サービス費支給申請書」を送りますので、役場民生課へ提出して下さい。該当になった初回のみ申請となりますので、2回目以降は手続きが不要です。

### ●社会福祉法人による介護保険利用者負担減免

社会福祉法人が実施する訪問介護、通所介護、ショートステイについて、その利用料の一部を減免します。

(対象者) 住民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給している方

生活保護法の要保護者に準ずる方

(利用方法) 「介護保険社会福祉法人等利用者負担減免対象確認申請書」を役場民生課へ提出して下さい。

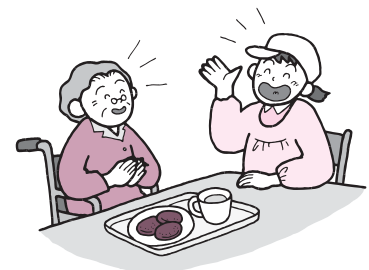
対象となる方には、「社会福祉法人利用者負担減免確認証」を交付します。該当する事業所へ提示して下さい。

### ●介護扶助金（阿智村独自の制度です）

介護サービス事業所へ支払いした利用料等の一部を補助します。

(対象者) 在宅の介護サービスを利用している方で収入が96万円未満の方

(利用方法) 「介護扶助金対象確認申請書」を役場民生課へ提出して下さい。対象となった方は、事業所に支払った利用料等の領収書と印鑑を持参のうえ、役場民生課へお出かけ下さい。



各種制度の詳細なことは役場民生課介護保険担当までおたずね下さい。

(TEL 43-2220 内線242)



# 平成21年度保育料が決まりました

(平成20年度保育料と変更なし)



平成21年度の保育料の徴収基準額が、次のようになります。

今年度は、税法等に変更が無いため階層区分・徴収基準額とも昨年度と同様とします。

阿智地区及び清内路地区に住所を有する第3子以降の3歳以上の児童にかかる保育料は全額免除に、また3歳未満の児童にかかる保育料は半額免除となります。

## (阿智・清内路地区)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月額)	
階層区分	定義	3歳未満児の場合 (円)	3歳以上児の場合 (円)
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0
第2階層	第1階層及び第4階層～第7階層を除き、前年度分の市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 9,400 (7,000)	6,300
第3階層		村民税課税世帯 15,800 (12,000)	11,100
第4-1階層	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	20,000円未満	15,300
第4-2階層		20,000円以上 40,000円未満	22,500 (18,500)
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	32,300 (24,500)
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	39,100 (29,500)
第7階層		413,000円以上	42,500 (32,000)

( ) …… 3歳到達児の保育料

- \* 同一世帯で同時に2人以上の児童が入所している場合、保育料が軽減されます。
  - ・ 同時入所児童のうち1人目は全額徴収。
  - ・ 同時入所児童のうち2人目は1/2徴収。
- \* 3子目以降の3歳以上児は全額免除、3歳未満児は1/2徴収。
- \* 第2・3階層の母子・父子世帯、障害者のいる世帯は減免があります。
  - ・ 第2階層は免除・第3階層は1,000円減額。
- \* 阿智村に住所を有する広域入所児童1人あたり、徴収基準額に5,000円を加算します。

(浪合地区)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）	
階層区分	定義	3歳未満児の場合（円）	3歳以上児の場合（円）
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0
第2階層	第1階層を除き、前年度分の市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000
第3階層		村民税課税世帯	12,000
第4階層		40,000円未満	15,000
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	18,000
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	21,000
第7階層	413,000円以上	24,000	16,000

- \* 同一世帯で同時に2人以上の児童が入所する場合、保育料が軽減されます。
  - ・ 同一入所児童のうち1人目は全額徴収。
  - ・ 同一入所児童のうち2人目は1/2徴収。
  - ・ 同一入所児童のうち3人目は1/10徴収。
- \* 第2・3階層の母子・父子世帯、障害者のいる世帯は減免があります。
  - ・ 第2階層は免除・第3階層は1,000円減額。



お問い合わせ 教育委員会 子育て支援室 (TEL 45-1231)

## 電源立地地域対策交付金事業

電源立地対策交付金は、電源用施設のある地域で行われる公共用施設整備や住民福祉の向上のために行う事業に対して交付金を交付することにより、発電用施設の設置に係る地元理解促進等を図ることを目的として国から交付されます。

阿智村では、電源立地交付金を認可保育所の保育士給料の一部に活用しています。

交付金事業名称 **福祉サービス提供事業（保育所運営費）**

平成20年度交付金額 **7,112,000円**

農地・農業相談日の開設について

村では、遊休荒廃地対策として、振興作物はもちろん、新しい作物の作付けを奨励しながら、農地を復活させる取り組みを目指します。

村の農業が元気になるように、地域で取り組みたい作物、新しく農業をやるうとする方、農地を貸したい人、借りたい人など農業に関するなんでも相談会を次の日程で行いますので、どなたでも役場農業委員会窓口にお申し込み下さい。

日時 毎月第三水曜日

午後六時～八時受付

二十一年 七月 十五日

八月 十九日

九月 十六日

十月 二十一日

十一月 十八日

十二月 十六日

二十二年 一月 二十日

二月 十七日

三月 十七日

場所 阿智村役場  
問い合わせ先

阿智村農業委員会事務局

電話 四三―二二二〇

(内線二二六)

平成21年度阿智村農作業標準労賃、機械作業料金

1. 食事は、労務者持ちとします。
2. 1日の労働時間は、実働8時間とします。
3. 消費税5%は、内税とします。(機械作業のみ)
4. 男女雇用機会均等法により、農作業標準労賃を同額にしてあります。

(単位：円)

	作業別種類	単 位	標準労賃・機械作業料金	摘 要
稲作	一般作業	1日当り	6,400	
	田植作業	//	6,500	
	防除作業	1時間当り	1,600	◎散布機持ち込み
畑作	一般作業	1日当り	6,400	
果樹	せん定作業	1時間当り	1,600	
	花付け作業	1時間当り	850	
	一般作業	1日当り	6,400	
機械作業 (特殊田は別途考慮)	機械オペレーター	1時間当り	1,600	◎労務受託のみ
	耕起のみ	10アール当り	8,500	◎但し、15cm耕起を標準とする。 なお、面積3アール以下のほ場については、20%増とする。 あげ代を条件とする。
	代かきのみ	//	12,500	
	田植作業	//	10,000	(機械借料のみ5,000円)
	刈取作業 (バインダー)	//	10,000	◎結束ひも付 ◎倒伏田・軟弱田は20%増しとする。(機械借料のみ5,000円)
	ハーベスター	//	10,500	◎面積3アール以下のほ場は、20%増しとする。 (機械借料のみ5,000円)
	乾燥のみ	1俵当り	600	◎玄米 水分18%未満
			900	◎玄米 水分18%以上
	もみすり	//	900	◎技術者付き1俵当り ◎20俵以下は20%増しとする。
	自脱型 コンバイン	10アール当り	22,000	◎補助者は委託者が手配する。 ◎倒伏田・軟弱田は20%増しとする。
	S.S防除作業	//	3,500	◎農業は委託者持ち



平成二十年四月から

医療と介護の両方のサービス  
の負担を軽減する制度が  
始まりました。

〈高額医療・高額介護合算療養費制度〉

○世帯内の国民健康保険の被保険者  
の方全員が、一年間（毎年八月～  
七月末）にお支払いされた医療保  
険と介護保険の自己負担額を合計  
し、基準額を超えた場合に、その  
超えた金額を支給します。

～このように負担が軽減されます～  
〈夫婦二人世帯の例〉（ともに七十二  
歳・市町村民税非課税）

○これまでは、例えば、一年間で、  
医療保険で二十五万円、介護保険  
で二十五万円を支払い、年間の負  
担が五十万円であったものが、



○これからは、年間五十万円を支払っ  
た後、支給の申請をすると、基準  
額・三十一万円を超えた金額（十  
九万円）をお返しするようになります。  
年間の負担が三十一万円にとどま  
ります。

### 医療と介護の自己負担合算後の基準額（年額）

区 分	後期高齢者医療制度+ 介護保険 (75歳以上の方)	医療保険+介護保険 (70～74歳の方)	医療保険+介護保険 (70歳未満の方)
現役並み所得者(課税所得145万円以上の方)	67万円(89万円)	67万円(89万円)	126万円(168万円)
一般(市町村民税課税世帯の方)	56万円(75万円)	56万円(75万円)	67万円(89万円)
低所得者(市町村民税非課税世帯の方)	31万円(41万円)	31万円(41万円)	34万円(45万円)
世帯の各収入から必要経費・控除を差し 引いたときに所得が0円になる方(年金 収入のみの場合80万円以下の方)	19万円(25万円)	19万円(25万円)	34万円(45万円)

\*計算期間は、毎年8月から翌年7月までの12ヵ月間です。  
ただし、施行初年度は平成20年4月から平成21年7月までの16ヵ月間になり、上表の( )内の金額になります。

お問い合わせ先

阿智村役場 民生課 福祉係

または 健康・保健係

0431-222110

(内線 240・241・242)

### 阿智村浪合診療所に 柳澤医師が着任

長野県衛生部の人事異動に伴い、  
阿智村浪合診療所の医師が四月一日  
より「柳澤智彦（やなぎさわさとひ  
こ）医師」に変わりました。昨年度  
と同様に飯田市立病院から週に三日  
（月・水・金）午前中の半日派遣さ  
れています。

柳澤医師は、昭和四十八年生まれ  
長野市出身で、平成十一年三月に自  
治医科大学卒業後、県内医療機関に  
勤務され、平成十七年五月より平成  
十八年四月までは阿智村浪合診療所  
に勤務されておりました。その後、  
自治医科大学で二年間、平成二十一  
年三月までは県立阿南病院に勤務さ  
れ、四月一日より飯田市立病院に赴  
任されました。専門は外科全般です。



柳澤智彦医師

### 七月は「社会を明るく する運動月間」です

「社会を明るくする運動」とは  
「社会を明るくする運動」とは、  
すべての国民が犯罪や非行の防止と、  
罪を犯した人たちの更生について理  
解を深め、それぞれの立場において  
力を合わせ、犯罪のない明るい社会  
を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行が生まれるのも、また、  
社会復帰を果たす場合地域社会です。  
したがって、罪を犯した人たちが、  
非行をした少年たちの更生が円滑に  
行われるためには、本人の意欲と併  
せ、その人を取り巻く地域社会の理  
解と協力が不可欠です。

現在深刻な状況にあるといえる少  
年非行や薬物濫用を抑え希薄となっ  
た地域の連帯や家族の絆を取り戻し、  
安全で安心して暮らせる明るい地域  
づくりのため、毎年七月を強調月間  
として、全国各地でそれぞれの地域  
の特色を活かしながら、様々な活動  
が行われています。村では保護司・  
更生保護女性会が中心となり、学校  
巡りや小集会などを行っています。

## 男女共同参画を すすめてまじょう

『男女共の会』では、五月十六日上田市「らいてうの家」現地視察しました。六月二十七日、長野県男女共同参画センター「あいとびあ」にて男女共同参画フォーラムに参加し、佐々木常夫さん（榊東し経済研究所代表取締役）の「私は仕事も家族も決してあきらめない」を聴講しました。今後の活動として七月はこの二ヶ月の活動を振り返り意見交換会。八月二十八日、二十九日には、広岡守穂（中央大学教授）講演会「妻が僕を変えた日」を開催します。

『男女共の会』は、今年度村づくり委員会に登録し、活動の幅を広げて行きたいとしています。男女共の会は何でも出来る会です。視察や講演会などに出向き、そこで学んだことや村内の若い人たちの困ったことや嬉しかったことなどを参考にし、今後の阿智村の男女共同参画社会を推進し、生活に繁栄できるようにしていきたいと活動しています。

協働活動推進課 四二二二二〇〇  
(内線五二〇)

## 「ねんきん定期便」を お送りします

社会保険庁では、平成二十一年四月より、国民年金・厚生年金の現役加入者の皆さまに「ねんきん定期便」を毎年誕生日にお送りいたします。「ねんきん定期便」では

- ・これまでの年金加入期間と年金加入履歴
- ・加入実績に応じた年金見込額
- ・これまでの年金保険料の納付額
- ・月ごとの年金保険料の納付状況
- などをお知らせします。

「ねんきん定期便」により年金記録をご確認いただき、年金記録に「もれ」や「誤り」があった場合には、同封の回答票にて、ご回答をお願いいたします。

皆さまの大切な年金記録を正しいものにするため、「ねんきん定期便」による年金記録のご確認に、皆さまのご協力をお願いいたします。「ねんきん定期便」に関するお問い合わせ先  
〇五七〇(〇五八)五五五

IP電話・PHSからは  
〇三(六七〇〇)一一四四

受付時間

月曜日～金曜日

午前九時～午後八時

第二土曜日 午前九時～午後五時

(祝日十二月二十九日～一月三日を除く)

## 阿智村に住みたい方のために、 空き家を貸してください。

■空き家情報活用制度へご登録を!!

村内のいくつかの集落では、少子化や高齢化、人口の自然減などにより集落を維持していくことが困難な集落ができてきました。こうした状況の集落を解消していくため、村では、集落内の空き家活用を促進し定住者を増やすことを目的として「阿智村空き家情報活用制度」を設けました。

この制度は、村内の空き家で賃貸や売買可能な物件について、所有者により村の窓口に登録していただきます。また、空き家を必要とする方にも村に登録していただき、双方情報交換を行い、空き家利用の促進をはかるものです。

\*ただし、具体的な物件の賃貸については、当事者間の契約となります。

■この制度を利用されると、次のメリットがあります。

- ①「ぬくもりの田舎暮らし推進事業補助金」制度により、空き家の賃貸・売買などのために必要な整備(ゴミの廃棄、雨漏り修繕など)経費の二分の一が助成されます。ただし、補助金の限度額は二十万円までとし、一物件一回限りの助成とします。
- ②村のホームページの中で、空き家情報として情報の発信をいたします。(ご希望により)
- ③空き家利用希望者には、村に住む宣誓書と個人情報登録していただくため、賃貸の連絡調整が比較的にスムーズに行なうことができます。
- ④役場窓口を訪れるＵＪターン希望者へ情報の提供を行うことができます。

## 登録のお申し込み・手続きなど

阿智村ホームページ

<http://www.vill.achi.nagano.jp/>

→要綱・申込書を掲載しています。

役場窓口でも受け付けています。

## 【お問い合わせ・お申し込み】

阿智村役場 協働活動推進課

定住支援センター

☎〇二六五一四三二二二〇

(内線五二二)

☎〇二六五一四三二二九四〇

Email :info@vill.achi.nagano.jp

## 木造住宅耐震診断

### 申込み受付

専門家による無料の耐震診断の申込みを受け付けています。

本人の費用負担なし（無料）で、村が専門家を派遣し、耐震診断を行います。

#### ○対象住宅

村内にある、昭和五十六年五月三十一日以前に建築された木造戸建住宅。

#### ○申請者

対象住宅にお住まいの方

#### ○費用

申請者の方の費用負担はありません（無料）

#### ○申込み受付

診断をご希望の方は、平成二十一年八月末までに役場総務課までお申し込みください

#### ○その他

既に簡易耐震診断を受けた方で、詳しい診断により、耐震改修を検討される場合は、精密診断を受けることができます。

#### お問い合わせ

役場総務課 ☎ 四三二二二〇〇  
(内線 二七一)

阿智東山道・園原ビクターセンター「はくき木館」

## 夏季展示「渥美邦三の撮る富士見台の世界」のお知らせ

### のお知らせ

「はくき木館」では、七月一日から夏季展示「渥美邦三の撮る富士見台の世界」を開催します。「恵那山と富士見台を愛する会」を主宰し、富士見台の自然保護に取り組みながら、富士見台の写真を撮り続ける地元の渥美邦三氏の富士見台の写真個展です。渥美氏お気に入りの冬の富士見台を中心に、四季折々の富士見台の写真や草花の写真を展示します。

#### ●期間 平成二十一年

七月一日～九月十五日

#### ●入場無料

#### ●関連イベント

八月十六日（日）午後二時～  
渥美邦三氏による展示写真解説  
入場無料

#### お問い合わせ

阿智村東山道・園原ビクターセンター「はくき木館」  
☎・FAX 〇二六五一四四一〇一一  
<http://www.vill.achi.nagano.jp/visitor/index.html>

## 平成二十年度

### チャレンジゆうAchi

#### 決算報告書

「だれでも」「いつでも」「いつまでも」会員と地域の皆様に支えられ、チャレンジゆうAchiの活動が六年目を迎えました。

平成二十年度もtotoの助成金（百万円・二十一年度も同額）を受け

ることができ、村の補助と皆様方の会費、受講料を有効に活用させて頂き、スポーツ系講座十八種目、文化系講座十種目を行って参りました。平成二十一年度は、各種講座の内容をさらに充実させて、スポーツや文化活動で健康づくり、仲間づくり、競技力向上等に楽しいみんなの「チャレンジゆうAchi」として活動を進めて参ります。

## 平成20年度 チャレンジゆうAchi 決算書

### 【収入の部】

[単位：円]

項目	予算額	決算額	増減	内容
会費	840,000	701,000	△ 139,000	個人212×2000、ファミリー55×5000
参加費	1,400,000	1,178,000	△ 222,000	講座参加費
補助金	2,000,000	2,000,000	0	村より（内100万円がtoto助成金）
その他	1,000	8,080	7,080	
合計	4,241,000	3,887,080	△ 353,920	

### 【支出の部】

項目	予算額	決算額	増減	内容		
				スポーツニュー	文化ニュー	クラブ運営
諸謝金	1,802,000	1,553,500	△ 248,500	1,408,500	145,000	
備品費	42,000	0	△ 42,000			
消耗品費	380,000	202,399	△ 177,601	63,265	34,433	104,701
印刷製本費	339,000	286,958	△ 52,042			286,958
借料及び損	203,000	92,650	△ 110,350	63,750	28,900	
通信費	51,000	0	△ 51,000			
賃金	1,404,000	1,726,800	322,800			1,726,800
雑役務費	20,000	24,773	4,773	23,828	945	
合計	4,241,000	3,887,080	△ 353,920	1,559,343	209,278	2,118,459

お問い合わせ チャレンジゆうAchi事務局（☎43-2061）

## 人事異動

（平成二十一年七月一日）

### 村職員等

（ ）内は旧任

#### 【ふるさと整備課】

▽農政係長 熊合朋宏（協働活動推進課）  
進課）

#### 【協働活動推進課】

▽熊合正俊（ふるさと整備課農政係長）

#### ▼退職者（六月二十日付）

▽水上宗光（企画参事）

## 阿智村ふるさとづくり寄附金について

昨年六月スタートしました「ふるさとづくり寄附金」ですが、二十一年三月末日までに、十六件一〇一万八千円のご寄付を頂きました。詳細については別表のとおりで、全額を基金として積立、それぞれの事業が具体化した際に、使わせていただきます。又、定額給付金の支給に併せ、三人の方より総額十萬円のご寄付を頂きました。用途については、困っている方に役立つよう今後考えていきます。



寄附金を手渡す、後藤正さん

事業の種類	件数	金額（千円）
農村記録写真に関する事業	1	20
山本慈昭平和記念館に関する事業	2	12
歴史・文化・景観保全に関する事業		
満蒙開拓平和記念館に関する事業	1	10
福祉、子育て支援、人材育成に関する事業	4	755
昼神・治部坂ほか産業振興に関する事業	1	10
事業指定無し	7	211
計	16	1,018

## 多重債務で

### お悩みの方へ

#### 相談・問合せ先

長野財務事務所「多重債務相談窓口」  
☎〇二六―三三四―二九七〇

受付時間 平日

午前八時三十分～午後十二時

午後一時～四時三十分

秘密厳守・相談無料です。相談内容に応じて弁護士・司法書士などを紹介します。

## 消防団員家族に

### 商品券配布

村と消防団では、六月二十七日に行われた消防技術大会の閉会式で、消防団員の家族にご利用いただくため、村商工会の発行する商品券（一万一千円分）一セットずつを、全団員を通じて配布しました。

この商品券は、地域の安全を担う消防団活動を支えてくださっている御家族にご利用頂くため、感謝の気持ちを表し、団員が二分の一を負擔し、村が残り半分を六月の補正により補助して購入したものです。

地域の安全を守るために年間通じ



商品券の授与（中学校グラウンド）

て活動している消防団ですが、特に春から夏にかけては、新入団員の加入、基礎訓練、操法訓練などが続き、御家族の支えがなければ充分な活動が行えません。今回配布した商品券を有効にご活用頂き、今後も消防団活動を支えて頂けますようお願いいたします。

また、消防団員は年間通じて入団を推進していますので、対象年齢の方は是非入団頂けますようお願いいたします。女性消防団員も募集しています。



## 協会けんぽからの お知らせ

全国健康保険協会が運営する健康保険（協会けんぽ）の保険料率は、現在、全国一律（八・二％）となっておりますが、平成二十一年九月分の保険料（十月納付分）から都道府県毎の保険料率（長野県は八・一五％）へ移行します。

従来の全国一律の保険料率のもとでは、疾病の予防等の地域の取組みにより医療費が低くなっても、その地域の保険料率に反映されないという問題点が指摘されていたため導入されました。

詳しくは、全国健康保険協会のホームページ

(<http://www.kyoukaikempo.or.jp>)

をご覧ください。

### 問い合わせ

全国健康保険協会長野支部

☎〇二六―三三八―二二五―

## テレビについての

## 大切なお知らせです

二〇二一年（平成三十三年）七月二十四日まで（今までのテレビ放送）地

上アナログ放送は終了します。それ以降は、アナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビ放送（デジタル放送）を見ることができません。地上デジタル放送を視聴するためには、

①地上デジタル放送対応のテレビに買い換える

②地上デジタルチューナー（専用

機・デジタルチューナー付DV

Dレコーダーなど）を買い足す

※テレビ一台ごとに必要です。

各方法があります。なお、BSア

ナログ放送も地上アナログ放送と同

じ二〇二一年七月二十四日までに終

了します。

デジタル放送に関するお問い合わせ先

・地上デジタルテレビジョン放送受

信センター

☎〇五七〇―〇七〇―〇一―

または

☎〇三―四三三―四一―一―

平日 午前九時～午後九時まで

土日・祝日

午前九時～午後六時まで

・（社）デジタル放送推進協会

ホームページ

<http://www.dpa.or.jp>

## 平成21年度自衛官等募集

区 分			採用予定人員(人)	受付期間	試験時期	合格発表	採用時期
技術曹	看護	陸	5	9月	11月	1月 (平成22年)	4月 (平成22年)
一般曹候補生			4,200 (156) 923 ( 75) 900 ( 90)	後期 8～9月	後期 1次 9月 2次 10月	後期 1次 10月 最終 11月	3～4月 (平成22年)
2等 陸・海・空士	男子	陸海空	1,050 636 300	8～9月	受付時に指定	その都度	1～4月 (平成22年度)
	女子	陸海空	250 80 50	8～9月	9月	11月	3～4月 (平成22年度)
航空学生			70 (若干名) 68 (若干名)	8～9月	1次 9月 2次 10月 3次 11月～12月	1次 10月 2次 11月 最終 1月 (平成22年)	3～4月 (平成22年度)
看護学生			70	9月	1次 10月 2次 11月	1次 11月 最終 1月 (平成22年)	3～4月 (平成22年度)
防衛大学校 学 生	一般		350 (30)	9月	1次 11月 2次 12月	1次 12月 最終 2月 (平成22年)	4月 (平成22年)
	推薦		130 (10)	9月	9月	11月	
防衛医科大学校学生			85	9月	1次 11月 2次 12月	1次 11月 最終 2月 (平成22年)	4月 (平成22年)
生 (男)	徒 (子)	陸	250	11～1月 (平成21年)	1次 1月 2次 2月 (平成22年)	1次 1月 (平成22年) 最終 2月 (平成22年)	4月 (平成22年)
貸 費 学 生			11	12～1月 (平成22年)	2月 (平成22年)	4月 (平成22年)	4月 (平成22年)

(注) 1 採用予定人員(全国)は、退職者等の状況により補充計画の変更等が生じる場合があります。  
2 採用予定人員欄中、( )内は女子の採用予定人員であり、内数です。



## 第12回

# 熊谷元一写真賞コンクール

## テーマ「笑顔」



元一写真大賞 『お久し振り』  
滝 沢 康 幸 (撮影地：長野県須坂市)



阿智村賞 『花畑で楽しむ』  
下 平 雅 章 (撮影地：長野県飯島町)



信毎賞 『帰り道』  
小 林 明 義 (撮影地：長野県中条村)

村では本村の名誉村民である熊谷元一さんの功績を顕彰し、現在に生かして未来に発展させようと、「笑顔」をテーマとして、第十二回熊谷元一写真賞コンクールを行いました。

今回も、熊谷元一さんの「農村記録写真」の精神にひかれた、四十三都道府県の三百十六人の方から約九百点の応募があり、七月十一日(土)、阿智村観光センター(熊谷元一写真美術館)において、入選作品の表彰式が行われました。

阿智村では、平成八年八月、農村記録写真を通して心豊かな生活文化の創造に役立てるため、「農村記録写真の村」宣言をしています。

芸術作品ではない民衆の生活を撮り記録していくことを目的として、平成十年よりこのコンクールを行っています。十二回目となる今回は、全国四十三都道府県の三百十六人の方から約九百点の力作が寄せられました。

熊谷元一さんが見守るなか行われた、伊東征彦審査委員長をはじめ五人の審査員による審査の結果、栄えある「元一写真大賞」には、須坂市の滝沢康幸さんの作品「お久し振り」が選ばれました。

### 〈審査員講評〉

「笑顔」のテーマは三回目になります。二回目までは「ハイ、笑って」といった、つくられた笑いの作品が多かったのですが、今回は表現が飛躍的に上達しておりびっくりしました。それは、大賞に輝いた滝沢康幸さんの「お久し振り」をはじめとして、上位入賞の写真はスナップの中から笑いを表現している事です。自然体の笑顔の瞬間を見事に捉え、シャッターチャンスを生かして切っていますね。

皆さんは写真を撮るときにどんな気持ちでシャッターを切りますか？ 大事なものは被写体と一体になる事だと思

テーマ部門		
作品名	お名前	住所
☆一般の部		
○元一写真大賞		
「お久し振り」	滝沢 康幸	(長野県 須坂市)
○阿智村賞		
「花畑で楽しむ」	下平 雅章	(長野県 飯田市)
○信毎賞		
「帰り道」	小林 明義	(長野県 小布施町)
○JAみなみ信州賞		
「食欲旺盛」	大塚美代子	(静岡県 静岡市)
○優良賞 (2点)		
「歩いていこう」	中西 康治	(沖縄県 石垣市)
「余裕」	坪井 隆喜	(愛知県 名古屋町)
○佳作 (20点)		
「陽気な仲間」	松崎もりき	(静岡県 静岡市)
「もうすぐお兄ちゃん」	佐藤 雅美	(静岡県 御殿場市)
「いい夢みてる」	村上 省治	(愛媛県 今治市)
「ついに、出来たなァ」	岩崎 紀夫	(長野県 長野市)
「夢の世界へ」	鹿内 竣一	(大阪府 大阪市)
「みんなでジャンプ！」	本間 浩一	(神奈川県 小田原市)
「朝市の学習」	寺田 芳雄	(秋田県 横手市)
「補植の頃」	本間 公淳	(秋田県 横手市)
「苔が〜」	柳本真一郎	(大阪府 大阪市)
「大喜び」	貴志 五男	(兵庫県 西宮市)
「佳日」	松本 幸市	(群馬県 館林市)
「春ウララ」	木村 登	(高知県 高知市)
「笑顔いきいきと」	岡本 芳隆	(神奈川県 横須賀市)
「笑顔」	小川 茂美	(長野県 飯田市)
「おいしそう」	千葉 国男	(兵庫県 尼崎市)
「祝ダイヤモンド婚」	向井 寛	(兵庫県 川西市)
「里の笑顔」	松崎 淑江	(静岡県 静岡市)
「初秋に遊ぶ」	田中順一郎	(長野県 岡谷市)
「夏だよ〜」	清水 文彦	(長野県 上田市)
「ローカル線にて」	澤井 哲夫	(東京都 中野区)
☆高校生以下の部		
○飯田信用金庫賞 (5点)		
「我が家の床屋さん」	岡村 智聖	(山口県 周南市)
「ギャルみこし」	蔭田 嶺	(兵庫県 姫路市)
「春の陽気に誘われて」	尾野 桃子	(千葉県 鴨川市)
「夕暮れの唄」	川名 舞	(千葉県 鴨川市)
「久々の再会」	日比野結花	(長野県 阿智村)
村内撮影部門 (テーマ自由)		
○阿智村内撮影賞 (4点)		
「姉弟」	熊谷 匠	(阿智村)
「えい、いくぞ」	熊谷 恒彦	(阿智村)
「入園式の朝」	金田 美代	(阿智村)
「昼神の朝市」	熊谷 勇蔵	(阿智村)



JAみなみ信州賞 『食欲旺盛』  
大塚美代子 (撮影地：静岡県川根本町)



優良賞 『歩いていこう』  
中西 康治 (撮影地：沖縄県竹富島)



優良賞 『余裕』  
坪井 隆喜 (撮影地：愛知県)

ます。人間には「五感」があります。眼、耳、鼻、舌、身です。この五感で感じたものを写真にする。それが感性です。そして五感は被写体にもあるのです(風景にもあると思ってください)から、心の中で写したいものと対話をして被写体の思いを感じとることです。ここで撮影者と被写体が一体になり、より味わい深い写真の誕生となります。今回の「のびのびと」には、こんな気持ちで取り組んでみてください。

### 【次回テーマ 「感じる」】

現代社会の動きはせわしなく、私たちは常に何か追いかけてられているようで、生活にゆとりが少なくなっております。そんな時代に改めて熊谷元一先生の写真を拝見すると、そこには心が癒されるゆとりがありました。今回のテーマを「のびのびと」に決めたのは、先生の思いの原点に戻って写真を撮ってみよう！と考えたからです。

高原の温泉での行楽、学校や町で友だちとの交流、動物との触れ合い、趣味の世界に生きる人たち、何気ない家庭の中でのスキミングなど。忙しい生活の中にもゆとりを求める数多くの人たちの姿を「のびのびと」した描写で表現してください。

(審査委員長 伊東征彦)

## 国民健康保健特定健康診査

今年度は

# 受診率向上強化年度です。

○受診料（個人負担分）を **無料** にします。  
ただし、39歳以下の方は1,000円いただきます。

★目標の受診率は65%（平成24年までに）です。

昨年度は30.3%で県平均の37.6%を大きく下回っています。

受診率が低いと国からの補助金が減額され、皆さんからいただいている国保税にも影響しかねません。

★健康の第一歩が健診です。

病気の早期発見・早期治療で健康を守りましょう。

そのことが医療費の抑制にもつながります。

★お電話で申し込みいただけます。

前回申し込みされなかった方も電話で申し込みができます。

すでに申し込みされた方は必ず健診を受けましょう。

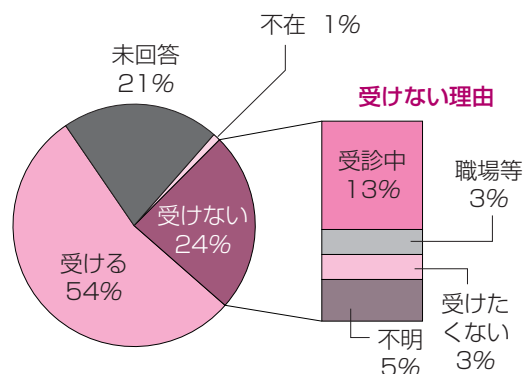
### 健診とりまとめ状況は

#### 地区別申込み状況

	対象者	受ける(人)	率	未回答(人)
上中関	111	60	54.1%	18
中 関	112	46	41.1%	45
駒 場	244	140	57.4%	50
伍 和	308	196	63.6%	29
智里東	197	87	44.2%	55
智里西	51	24	47.1%	19
浪 合	136	72	52.9%	13
清内路	133	72	54.1%	40
計	1,292	697	54.0%	269

保健委員さんのご協力で、8割の方からご返答があり、54%の方が受けられるとご回答をいただきました。

#### 特定健診申込み状況（40～74歳国保）



お問い合わせ・申し込みは

阿智村役場民生課保健師

電話 **43-2220**（内線228・229）

# 健康の情報

## ◆水中運動（はじめてのからだづくり教室）が始まりました。

水中運動とストレッチ、エアロバイクなどの床運動と合わせた全10コースの短期教室が7月から始まりました。受講料は10回で6,000円、毎週（金）午前中に行っています。今後も期間限定で行う予定ですので、詳しくは役場保健師（電話 43-2220）または湯ったり～な昼神（電話 43-4311）へお問い合わせください。



## ◆新しい日本脳炎ワクチンについてのご案内

この度新しい日本脳炎ワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）が承認され、平成21年6月2日から接種が開始されています。新しいワクチンは定期の第1期の予防接種に使用するワクチンと定めています。現段階では安全性が確立されていないこと、対象者全員の必要量が確保できない等の理由で積極的に接種を勧める状況ではありません。

定期の予防接種対象者で、日本脳炎ワクチンの接種をこれまでに一度も受けていない3～7歳の子どものうち、日本脳炎の流行域に渡航される方、蚊に刺されやすい地域や環境にある方など、日本脳炎に感染する恐れが高い場合などで、本人や保護者が特に希望される場合には接種を受けることができます。

※従来のマウス脳由来のワクチンをすでに接種されている場合は、新しいワクチンを使用することはできません。

※現在2種類のワクチンがある状態ですので、主治医によくご相談、ご確認の上接種してください。詳しいことは役場保健師までご相談下さい。



## ◆家族のための精神保健福祉学習会のお知らせ

病気、薬、リハビリテーション、サービス、家族の対応方法などの学習です。

日 時：平成21年 8月21日（金）・28日（金）・9月4日（金）…18：00～19：30  
9月12日（土）…13：30～15：30

会 場：さんとぴあ飯田（飯田市東栄町3108-1）

お申し込み・お問い合わせ先は 7月31日までに南信地域活動支援センターまで（電話 56-8732）

## ◆ひとりで悩まず相談を

○「こころの健康相談統一ダイヤル」 **0570-064556**

平日 午前9：30～午後4：00

このダイヤルは自殺予防を目的として、“死にたい”“家族や知人にそう訴える人がいる”“身内が自死してつらい”などの自殺に関する相談をお受けします。





# 阿智高たより

vol.22

阿智村のみなさん、こんにちは。暑い日が続きますがいかがお過ごしですか？  
生徒たちも元気に学習やクラブ活動、さまざまな行事に取り組んでいます。

## 高校総体・各種大会

～応援ありがとうございます～

運動部・文化部とも多くの部が活躍し、よい成績を取めることができました。



▶▶女子バレー部  
北信越大会出場  
(6月20日)



## 2学年 総合学習の時間

「保育園実習」(6/19)

村内6カ所の保育所で今年もお世話になっています。



◀智里東保育園

▶浪合保育園



## 第52回棟祭

～棟物語・棟に残せ!! 青春の1ページ～

生徒会最大行事である棟祭。生徒会総務生徒を中心に、各係、クラス、クラブが協力して“思い出のページ”を作り上げました。



テーマを描きこんだアーチ

前夜祭・クラスステージ発表 (3年A組)



開祭式・2年人間コースによる太鼓演奏



吹奏楽部の公開ステージ



クラス展示の校舎点描画(3年C組)



屋台風“お祭り広場”も盛況



閉祭式・各部門優秀クラスの表彰

### これからの行事

- 7月 25日(土) 夏期休業  
～8月19日(水)
- 31日(金) 中学生の体験入学
- 8月 20日(木) 始業式・実力テスト  
29日(土) PTA研修旅行
- 9月 11日(金) 生徒会立会演説会  
16日(水) 中間テスト  
～18日(金)
- 24日(木) 交通安全講話
- 10月 2日(金) 強歩大会  
15日(木) 2学年修学旅行  
～17日(土)
- 22日(木) 生徒総会  
26日(月) 避難訓練  
29日(木) 第2回漢字クラスマッチ

2学期もよろしく  
お願いします。



# Photo report [フォト・リポート]

## 県知事表彰



熊谷 操さん



桜井久江さん

この度、議員活動を7期28年間勤められた、熊谷 操さん(園原)と元清内路村長の桜井久江さん(清水)に、これまでの地方自治への貢献に対して、県知事表彰が贈られました。

## 飯伊大会で優勝

7月12日(日)に喬木村で行われた、第50回飯伊消防技術大会において、小型ポンプ操法の部で阿智村Aチーム(第5分団)とラッパ吹奏の部でラッパ部がそれぞれ優勝し、8月2日(日)に須坂市で行われる、県大会に出場することになりました。

ラッパ部は5年連続、小型ポンプの部では初の県大会出場となり、それぞれ県大会での活躍が期待されます。



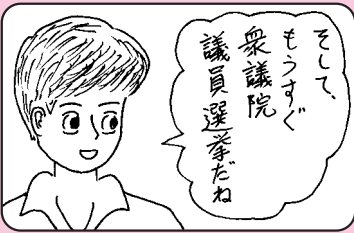
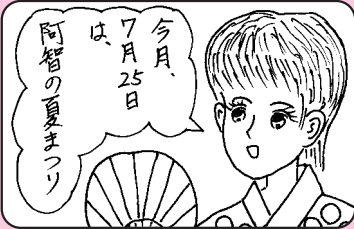
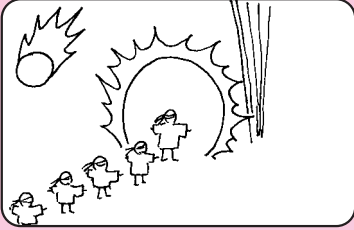
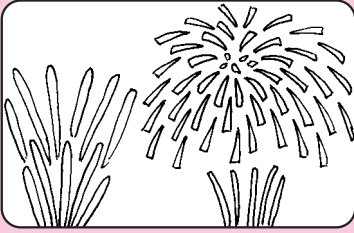
ラッパ部



阿智村Aチーム  
(第5分団)

# 阿智の夏祭り

年 金太郎



## あぜみち

よく村外の方から「地方新聞は阿智村の新聞のようだな。」と云われます。毎日のように阿智村での出来事が載っているからでしょう。新聞記者が常駐しているわけではないのですが、それだけ住民のみなさんを中心とする活動があるからです。悪いニュースではなく、良いニュースが多いということは村民のみなさんが元気でいる証拠でもあるのです。

村の元気と云えば、七月十二日に飯伊消防技術大会で、第五分団が小型ポンプ操法でラッパ部がラッ

パ吹奏の部でそれぞれ優勝しました。なんとすばらしいことでしょう。村の誇りであります。その日は清内路ゆかりの若者集団「モンビート」のミュージカルが公民館で上演され、都会の若者五十人が会場いばいに元気を発散してくれました。前日の十一日には名誉村民の熊谷元一先生百歳記念の第十二回元一写真コンクールの表彰式が行われ、熊谷先生の元気な姿がビデオで紹介されました。

経済不況という波が私達をおそっています。元気を出して前を向いてみんなで力を合わせて乗り切っていきたいと願うものです。(一)